

PNH 契約約款

Ver.1.0.1

株式会社 PNH が提供するあらゆるサービスを契約するすべての法人・個人は、責任と自覚をもって本契約約款を遵守するものとする。

第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

1. 株式会社 PNH (以下「当社」とする) が提供するサービス(以下「本サービス」とする) は、この PNH 契約約款(以下「約款」とする) によって取り扱うものとする。

第 2 条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行う。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に行われたものとする。

第 3 条 (約款の変更)

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、予告なく約款を変更する事がある。この場合には、サービスの利用条件などは、変更後の約款によるものとする。
2. 前項により約款を変更した場合は、当社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとする。その場合、本規約の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、契約者が第 14 条に従って本サービスの利用を終了しない場合、契約者によってかかる変更は承認されたものとみなす。

第 4 条 (管轄裁判所)

1. PNH サービスに関連して契約者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社とで誠意をもって協議するものとする。もし、協議しても解決しない場合、新潟地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

第 5 条 (準拠法)

1. 約款 (約款に基づく利用契約等を含むものとする) に関する準拠法は、日本法とする。

第 6 条 (協議)

1. 約款に記載のない実施上必要な細目については契約者と当社の協議により定める。

第 2 章 本サービスの種類等

第 7 条 (本サービスの種類・内容)

1. 本サービスの種類・内容は、個別に提示した見積書 (口頭による告知も含む) によるものとする。

第 8 条 (サービスの廃止)

1. 当社は都合により、本サービスの中で特定の種類のサービスを廃止する場合がある。この場合には、契約者に対し廃止する日の 1 ヶ月前までに書面又はホームページ上での告知等によって通知するものとする。

第9条（本サービスの提供地域）

1. 本サービスの提供地域は、当社グループ企業のある国とする。

第3章 契約

第10条（契約の申込み）

1. 加入契約の申込みは、特別な場合を除き、申込者が当社所定の預金口座振替依頼書もしくは注文書もしくは契約書に必要事項を記載して、当社に提出する事によって行うものとする。
2. 契約の申込みをもって、当社は申込者が本約款に同意したとみなすものとする。

第11条（契約申込みの承諾）

1. 契約の申込みがなされたとき、当社は次の場合を除き承諾する。
 - a. 契約者が当社及びグループ会社の料金等の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあるとき。
 - b. 契約の申込みを承認することで当社の業務遂行上または技術上で著しい支障があるとき。
 - c. 契約申込の書類に虚偽の事実を記載したとき。
 - d. 契約者（法人の場合は代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当したとき。
2. 前項において、契約者が申込み書類を当社に提出した日を本サービスの利用開始日とする。

第12条（契約変更の申込み）

1. 契約者が加入契約時に届け出た事項のうち、下記の事項を変更した場合は、変更後14日以内に当社所定の変更届を当社に提出するものとする。
 - a. 契約名（法人契約の場合、法人名、担当者名）。
 - b. 住所。
 - c. 電話番号。
 - d. その他必要事項。
2. 契約者が次の事項について変更を希望するときは、当社所定の変更届をもって、当社に通知しなければならない。変更後の料金については第4章に従うものとする。
 - a. サービスの種類等。
 - b. その他必要事項。
3. 契約者が次の事項について変更を希望するときは、変更を希望する前々月の20日までに当社所定の変更届をもって、郵送にて、当社に通知しなければならない。
 - a. 口座引落への変更。
 - b. 口座引落の内容変更。
4. 各項の加入契約変更には、手数料等が発生する場合がある。

第13条（契約変更申込みの承諾）

1. 契約変更の申込みがあったとき、当社は次の場合を除き承諾する。
 - a. 契約変更申込者が本サービスの料金もしくは当社及びグループ会社への売掛金等の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあるとき。
 - b. 契約変更の申込みを承諾することで当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
 - c. 契約変更申込書に虚偽の事実を記載したとき。

第14条（契約者が行う契約の解除）

1. 契約者が契約を解除しようとするときは、契約解除希望月の20日までに当社所定の契約解除申込書をもって、当社に通知しなければならない。20日までの届出の場合、当該月末に

契約解除となり、21日以降となった場合には、翌月末に契約解除となる。従って、契約者は、月の途中で契約解除することはできない。

2. 契約解除時までの契約者の本サービス利用により発生した全ての債務は契約解除後も存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負う。
3. 当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わない。

第15条（最低利用期間）

1. 本サービスについての最低利用期間は、特に取決めの無い場合、利用を開始した月初から計算して1年間とする。
2. 前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合、加入者は、残余の期間に対応する料金（消費税相当額を加算した額）に相当する額を、当社が別に定める方法により、一括して支払うものとする。

第16条（加入契約に基づく権利の譲渡制限）

1. 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を他に譲渡することはできない。

第17条（契約者の地位の継承）

1. 契約者に、相続または合併があったとき、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を継承するものとする。
2. 前項により、契約者の地位を継承した個人または法人は、継承の日から1ヶ月以内に継承したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知しなければならない。
3. 契約者の地位を継承した者が2名以上あるときは、前項の期間内に、そのうち1名を代表者と定め、書面によりその旨を当社に通知しなければならない。
4. 第3項により代表者の届出がないときには、当社が代表者を指定するものとする。

第4章 料金体系等

第18条（料金体系）

1. 当社の提供する本サービスの利用料金、算定方法等は、別表「料金表」または「見積書」によるものとする。
2. 当社は、当社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、前項に定める料金を変更することができるものとする。その場合、料金の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、加入者が第14条に従って本サービス利用の終了を申し入れない場合、加入者によってかかる変更は承認されたものとみなす。

第19条（料金）

1. 課税対象項目については別途消費税相当額を加算するものとする。

第20条（料金の支払）

1. 契約の申込みをし、当社が承諾したとき、契約者は第18条に規定される料金の支払いを要する。
2. 料金の支払いは、当社が指定する期日・方法により、以下のいずれかの方法で行う。
 - a. 口座振替決済方式の場合、加入者は、当社が承認した金融機関の口座引落により支払うものとする。
 - b. 請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うものとする。
 - c. その他当社が定める支払方法により支払うものとする。

3. 契約者は料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額の他に、免れた額の2倍に相当する割増金に消費税を加算した金額を当社が指定する期日までに支払わなければならない。

第21条（延滞利息）

1. 契約者は料金その他の債務（遅延利息は除く）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合の遅延利息を当社指定の期日までに支払わなければならない。ただし、支払期限の翌日から起算して2週間以内に支払いがあった場合には、この限りではない。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該加入者の負担とする。

第22条（端数処理）

1. 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

第5章 利用停止及び契約の解除等

第23条（当社が行う契約者の利用停止）

1. 契約者が本サービスの利用料金その他当社及び当社グループ会社の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがないときには、当社は契約者に通知することなく直ちに本サービスの利用を停止することができる。また、当社が定める方法によってサービスを停止している旨を通知する。
2. 前項において当社が契約者の利用停止を行っている場合は、利用停止期間中も料金が発生し、契約の解除、変更等手続きも一切行えない。

第24条（当社が行う契約の解除）

1. 第22条の規定により通知した本サービス利用停止期間を経過してもなお契約者が前条各号のいずれかに該当するときは、当社は本サービスの加入契約を解除する事ができる。また、その事実が当社の業務の遂行上支障を及ぼすと認められるときは、第22条に定める提供の停止をすることなく、本サービスの加入契約を解除する事ができる。
2. 契約者が反社会的勢力に属すると判明した場合は、当社は何ら催告をすることなく契約を解除することができる。
3. 当社は、本条によって契約を解除し当社に損害が発生したときは、その賠償を求める事ができる。契約者に損害が出た場合、当社はその損害を賠償する責を負わないものとする。

第6章 損害賠償等

第25条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本サービスの提供にあたって本サービスを利用する者が被った損害について賠償の責任を負わない。

第26条（契約者への損害賠償請求）

1. 契約者が、申込時に虚偽の申請を行った場合、もしくは最低利用期間内に契約解除を申し立てた場合に、当社は契約者に損害賠償を求める事が出来るものとする。
2. 当社が業務遂行をする上で必要な情報を契約者に提供を求めたにも関わらず、契約者が当社の求めに応じない場合、当社は契約者に損害賠償を求める事が出来るものとする。

第7章 雑則

第27条（契約者の遵守事項）

1. 契約者は故意に本サービスに妨害を与える行為を行ってはならない。
2. 契約者が本サービスを利用する上で、弊社及びグループ会社の各種システムでを利用する場合には、それぞれの運用規則に従わなければならない。
3. 契約者は、本サービスの利用に伴い、他者（国内、国外を問わない。以下同じ）に対して、損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。加入者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合、または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とする。

第28条（免責）

1. 当社は契約者が行った、不法行為責任、債務不履行責任、その他法律上、一切の賠償の責任を負わない。
2. 契約者が当社の業務遂行を妨げるような行為をし、当社が業務を遂行できないことで契約者に損害が生じても、当社は一切の賠償責任を負わない。

第29条（個人情報等の保護）

1. 当社は、加入者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができるものとする。
2. 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとする。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとする。
4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとする。
5. 当社は、契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとする。但し、契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとする。

付則

この約款は2020年2月1日から実施する。